

木造住宅の耐震改修工事等補助金

《耐震改修計画作成を同時にする場合》

工事費等の1/2 最大98万円※

(作成費の1/2 最大5万円 + 工事費の1/2 最大90万円 + 現場立会費の1/2 最大3万円)

※耐震改修計画書の作成内容により、工事費が変更となる場合があります。
【リ・バース60】 利子補給制度を活用する場合、補助金額の上限が変更となります。

耐震診断まで終了し、耐震改修計画書の作成から耐震改修工事等までを一体的に実施する方に費用の一部を補助しています。※耐震改修計画の単独申請も可能

対象住宅の 主な条件

- 平成12年5月31日以前の建築基準のもの
 - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
 - 耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅
- ※居住者のいない**空き家も申請可能**です！ (H12:2000年)

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※耐震計画書作成前に申請する必要があります。

申込期間

4月15日(水)～12月28日(月) (土・日・祝除く)

木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

耐震診断 (現地調査による耐震性の判定)
⇒**無料**

耐震改修の補助を受けるには、耐震診断の結果「**倒壊の可能性あり**」と判定される必要があります。

ご覧のチラシは「耐震改修計画作成+耐震改修工事等」※の案内です！

**耐震改修
計画作成**

(改修箇所の検討・設計)
⇒計画作成費の1/2
最大5万円を補助



耐震改修工事等

(工事・現場立会)

⇒工事費等の1/2

最大93万円を補助

※【リ・バース60】利子補給制度利用可能



注意

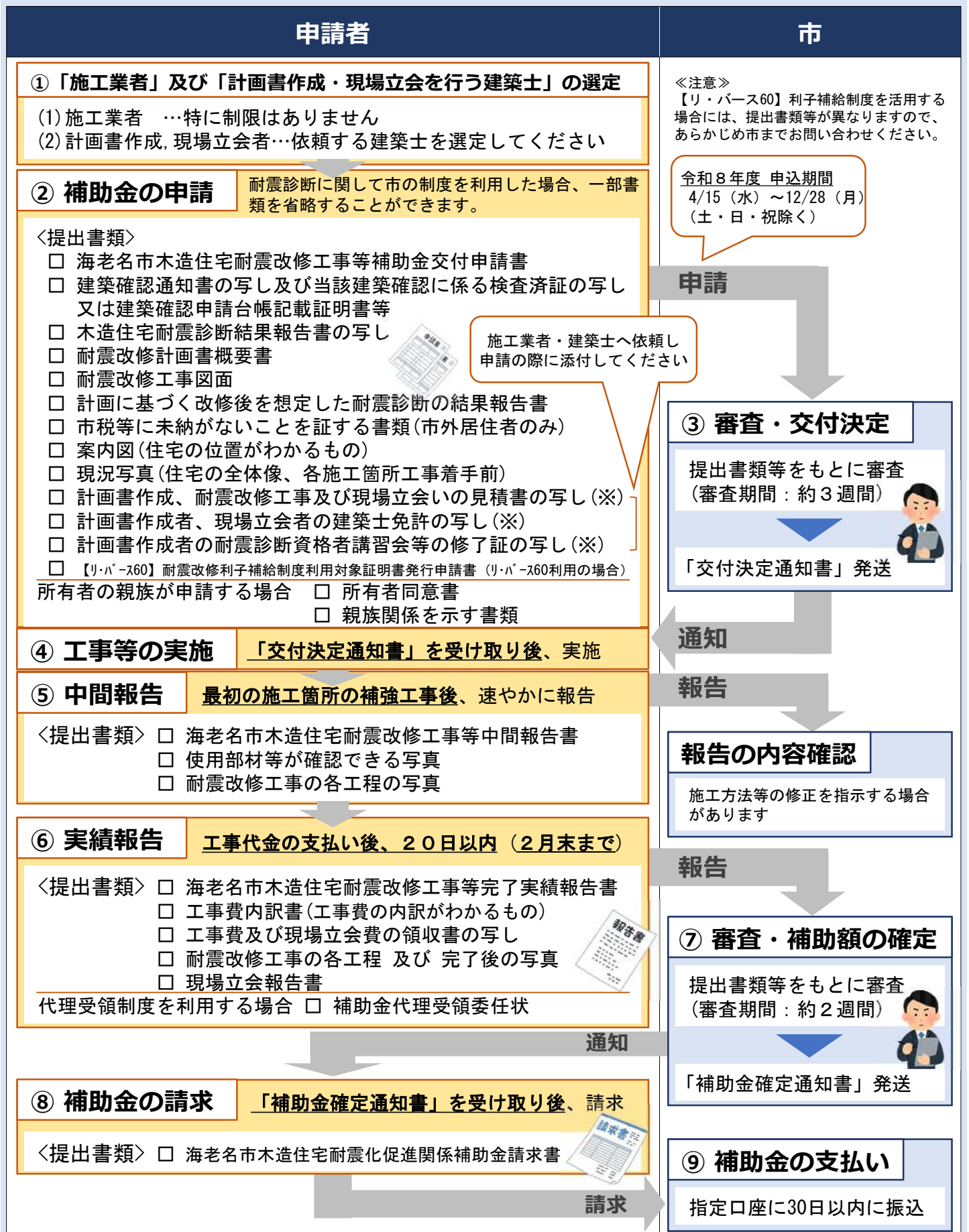
耐震改修以外の工事は補助の対象外です。
(例：ユニットバスの交換、外壁塗装、設備機器の更新 等)

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R8.4作成

木造住宅耐震改修計画作成+耐震改修工事等補助金（同時申請）手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R8.4作成